相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫縣但馬國出石郡小坂村片間一六番屋敷、最後の住所不明

被相続人　亡　池田順三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

兵庫県豊岡市若松町一一番六号

相続財産管理人　司法書士　河原　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市福良丙三三八番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　澤田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

兵庫県洲本市栄町二丁目三番二二号八田ビル二階　菜の花法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺岡　良祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市有岡二二〇四番一号地、最後の住所広島市西区井口台三丁目三三番六九―八〇九号　被相続人　亡　金澤　福哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

兵庫県洲本市栄町二丁目三番二二号八田ビル二階　菜の花法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺岡　良祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市野中一丁目二四一八番地

一、最後の住所山口県宇部市野中二丁目三番七号　被相続人　亡　正木　功二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

平成二十七年三月三十日

事務所広島市中区上八丁堀八番一〇号クロスタワー六階　長場法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長場　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市野中一丁目二四一八番地

一、最後の住所山口県宇部市野中二丁目三番七号　被相続人　亡　正木　功二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月三十日

山口県宇部市大字東岐波二一六四番地三

相続財産管理人　司法書士　縄田　竜司

無縁墳墓等改葬公告

墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年三月三十日

一、墳墓等所在地　京都市伏見区向島西堤町五

一、墳墓等の名称　西堤墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　中西アイ子、高矢亀吉、望月仙治郎、村井チエ

一、改葬を行おうとする者　京都市伏見区向島西堤町六一　西堤墓地委員会　代表者　竹内　幸雄

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理及び利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年三月三十日

一、墳墓等所在地　広島県庄原市上原町字中田二五四八番地

一、墳墓等の名称　寺岡家墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　①未谷捨五郎　②未谷チヨウ　③未谷槌太郎　④未谷トノ　⑤氏名不詳　⑥氏名不詳　計六基

一、改葬を行おうとする者　広島県庄原市上原町二五五〇番地　寺岡　武志

大阪市公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

大阪市住宅供給公社

二　前項の者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

大阪市営住宅条例施行規則（平成九年大阪市規則第六十一号）別表第一に掲げる公営住宅及びその共同施設。ただし、別表第二に掲げる駐車場並びに大阪府が設置した住宅で、大阪市が大阪府から取得した公営住宅及びその共同施設を除く。

三　第一項の者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて公営住宅及び共同施設の管理を行うこと。

ただし、次に掲げるものを除くものとする。

（一）法第二十二条の規定による入居者の公募及び特定入居に関すること。

（二）法第二十三条及び第二十四条の規定による入居者資格に関すること。

（三）法第二十五条第一項の規定による入居者の決定に関すること。

（四）法第二十九条第一項及び第七項の規定による高額所得者に対する明渡請求に関すること。

（五）法第三十二条第一項第一号から第五号までの規定による不正入居、家賃滞納等の入居者に対する明渡請求に関すること。

（六）法第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。

（七）法第三十四条の規定により法第二十九条第一項の規定による高額所得者に対する明渡しの請求又は法第三十条第一項の規定による収入超過者に対するあっせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

四　第一項の者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十七年四月一日から

平成二十八年三月三十一日まで

平成二十七年三月三十日

大阪市北区天神橋六丁目四番二〇号住まい情報センター内　大阪市住宅供給公社

理事長　鬣　恒三

浦添市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　浦添市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

沖縄県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等

浦添市営住宅設置及び管理条例（平成十年浦添市条例第五号）第三条第二項、浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成十年浦添市規則第十一号）別表に掲げる市営住宅並びにこれらの市営住宅に付随する共同施設

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成二十七年四月一日から

平成三十二年三月三十一日まで

平成二十七年三月三十日

那覇市旭町一一四番地七

沖縄県住宅供給公社

理事長　上原　俊次

第13期決算公告

2015年3月30日

東京都港区芝四丁目17番5号

サントリーフラワーズ株式会社

代表取締役　森本　篤郎

貸借対照表の要旨（2014年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,231,766
	固定資産	451,194
	資産合計	1,682,960
負債及び純資産の部	流動負債	647,813
	固定負債	251,444
	（引当金）	(52,786)
	株主資本	783,702
	資本金	100,000
	資本剰余金	683,702
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	658,702
	（うち当期純利益）	(94,176)
	負債・純資産合計	1,682,960